

事業概略書

事業名	精神障害者のアドボケイトを担う人材及び精神障害者における成年後見制度の在り方について
事業目的	<p>精神障害者の日常生活支援においては、意思を周囲に伝える役割を果たすアドボケイト人材（以下、「代弁者」という）の役割が重要視されているところであるが、平成 24 年 6 月 28 日に取りまとめられた「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」の入院制度に関する議論では、医療保護入院について、「保護者による同意を必要としない入院手続き」とすることと同時に、「権利擁護のため、入院した人は自分の気持ちを代弁する人を選べることとする」として、本人の同意によらない入院に対して、本人の権利が守られるための「代弁者」の存在が重要視されることとなった。しかしながら、本人にとって「代弁者」がどのような場面、範囲で必要とされるのか、また、家族を含め、「代弁者」としてどのような主体が適切であるのか等については、明らかになっていない。</p> <p>他方、成年後見制度についてみると、制度化の遅れ等を含め知的障害者に比べ活用が進みにくい現状にあるように見受けられ、後見制度の利用が望ましい場合も、制度が充分には利用されていないと推測される。今後、精神障害者における成年後見制度活用の可能性としてどのような展開が考えられるか、そのために必要な利用支援の在り方、後見制度を担う人材育成の在り方等についての検討が急務となっている。</p> <p>本事業は、上記の問題意識に基づき、精神障害者のアドボケイトを担う人材の在り方、精神障害者における成年後見制度のさらなる利用可能性について、当事者や関係者への実態・意向調査を基に、考察・提案することを目的として実施するものである。</p>
事業概要	<p>本事業で実施することは以下の 4 点である。</p> <p>(1) 国内外の先行研究・先行的取組に関する情報収集と整理</p> <p>国内外における、精神障害者のアドボケイトに関する先行研究及び先行的取組の状況を収集し、整理した。この結果は、実態調査の分析や考察の際にも参考となっている。</p> <p>(2) 精神障害者の「代弁者」に関する実態・意向の把握</p> <p>① 入退院等に関わって精神障害者本人の意思の代弁を担っていると想定される団体に対するインタビュー調査を実施した。(4 団体)</p> <p>② 医療保護入院等の経験を有する精神障害当事者に対する個別インタビュー調査を実施した。(18 名)</p> <p>③ 神奈川県内の日中系事業所等を利用しており、現在地域で生活をしている精神障害者に対するアンケート調査を実施した。 (1500 票配布、486 票回収)</p> <p>(3) 精神障害者における成年後見制度活用に関する実態・意向の把握</p> <p>① 精神障害者の後見支援を行っている団体に対するインタビュー調査を実施した。(5 団体)</p> <p>② 上記団体のもとで、成年後見制度を利用している当事者へのインタビュ</p>

	<p>一調査を実施した。(3名)</p> <p>※当事者インタビューを補足するものとして、岡山・高齢者・障害者支援ネットワークによる成年後見制度活用事例として5事例紹介いただいた)</p> <p>③ 神奈川県内の日中系事業所等を利用しており、現在地域で生活をしている精神障害者に対するアンケート調査を実施した。</p> <p>(1500票配布、486票回収)</p> <p>(4) 検討委員会による考察と提案</p> <p>(1)～(3)の整理、実態調査結果及び分析を通し、検討委員会にて、精神障害者のアドボケイト人材について、又、精神障害者における成年後見制度の活用について、考察を加え、提案事項を示した。</p>
<p>事業実施結果及び効果</p>	<p>1) 精神障害者のアドボケイト人材に関して</p> <p>① 「代弁者」の機能は行われていない実態が明らかになった</p> <p>② 一方で、「代弁者」の機能は必要であるとの結果も明らかになった。</p> <p>③ 「代弁者」の定義が本調査において示された。</p> <p>④ 適切な「代弁者」の主体についてまとめられた。</p> <p>2) 精神障害者における成年後見制度の在り方について</p> <p>① 成年後見制度の周知が進んでいない実態が明らかになった。</p> <p>② 身近に相談できる窓口がないことが明らかになった。</p> <p>③ 成年後見制度にかかる費用に課題があることが示された。</p> <p>④ 後見類型が固定的で、障害特性と相いれない現状が課題であることが明かされた。</p> <p>⑤ 利用者等にとって成年後見制度の活用にあたりメリットがわかりにくい事が課題であることが分かった。</p> <p>⑥ 障害特性も反映して、後見人との信頼関係構築に課題があるとともに、後見人の室の担保にも課題があることが示された。</p> <p>以上、実態・意向調査の結果が示された。</p> <p>これらは、今後の制度の見直し、新しい仕組み作りへ反映されていくことを期待したい。また、今後、制度・施策の見直しだけでなく、現場の支援者や支援機関にも大きく影響を与えるものではないかと考えている。この結果を基に、地域生活支援や精神障害者の権利侵害、権利擁護に関する支援策の検討がさらに進むことを期待したい。</p>
<p>事業主体</p>	<p>〒233-0006</p> <p>神奈川県横浜市港南区芹が谷2-5-2 県精神保健福祉センター3階</p> <p>特定非営利活法人 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会</p> <p>TEL: 045-821-6694 E-MAIL: kenseiren@theia.ocn.jp</p>

- (注) 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。